



「沼津市長の資産等の概要」を送付します

要 旨

「政治倫理の確立のための沼津市長の資産等の公開に関する条例」の規定に基づき、任期開始の日において市長が有する資産等をまとめた、沼津市長の資産等報告書が作成されました。

つきましては、「市長の資産等の概要」を別添のとおり送付します。

概 要

1 目 的 市長の資産等を公開する措置を講ずることにより、政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発展に資することを目的とする。

2 添付資料 沼津市長の資産等の概要(A4紙1枚)
(令和8年6月26日に作成された沼津市長の資産等報告書等の概要です。)

※ 報告書等の閲覧につきましては、8月31日付で情報提供させていただいたとおり、9月7日から所定の場所を開始しております。

※ 6月1日に公開した「沼津市長の資産等補充報告書」については、条例第2条第2項に基づき、すでに市長の職にある者について、毎年、新たに保有することとなった資産等で12月31日現在所有しているものを翌年に公開しているものです。

これとは別に、4月に市長の改選があったため、改めて、条例第2条第1項に基づき、任期開始日(4月29日)時点で保有する資産等の報告書を作成しました(作成期限は、任期開始日から100日以内、閲覧は、作成期限の翌日から起算して、30日を経過する日の翌日からできると定められています)。

お問い合わせ先

沼津市役所 総務部 総務課

直通:055-934-4712

沼津市役所 総務部 総務課秘書室

直通:055-934-4710

沼津市長の資産等の概要（令和８年６月２６日作成）

資産等の状況（令和８年４月２９日現在）

- (1) 土地
該当ありません
- (2) 建物の所有を目的とする地上権または土地の賃借権
該当ありません
- (3) 建物
該当ありません
- (4) 預金・貯金
該当ありません
- (5) 有価証券
該当ありません
- (6) 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。）
該当ありません
- (7) ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）
該当ありません
- (8) 貸付金
該当ありません
- (9) 借入金
該当ありません